

奈良スーパーアプリの利用にあたって

指定管理者は、奈良スーパーアプリ（以下「アプリ」という。）を利用し、施設予約のシステム運用を行うこと。

1. 利用ライセンス・セキュリティキー等

- (1) 奈良県は、指定管理者の職員等がアプリを利用するためのライセンス（以下「ライセンス」という。）を用意する。必要となるライセンス数については、別途相談するものとする。（参考 1 ライセンス利用料：50,000円程度）
- (2) 指定管理者は、アプリの利用者1名につきライセンス1つを使用するものとする。
- (3) 指定管理者が、アプリを利用する際は、デバイス証明書が発行されていてデバイス管理ソリューションによって管理されているデバイス（以下「信頼できるデバイス」という。）とVPNやZero Trust Network Access 製品などのネットワークアクセステクノロジーを介して接続されるネットワーク（以下「信頼できるネットワーク」という。）の組み合わせを使用するものとする。
- (4) 前項の信頼できるデバイスと信頼できるネットワークの組み合わせを使用できない場合は、Salesforce におけるMFA（多要素認証）を実現するため、登録されたセキュリティキーを使用することとする。
- (5) 前項のセキュリティキーが必要な場合は指定管理者が準備すること。
セキュリティキーの仕様及び登録方法は別紙参照

2. 情報セキュリティ

奈良県情報セキュリティポリシーのほか、個人情報に関する取扱いについては下記を遵守すること。

- (1) 個人情報の取扱いについて、指定管理者は、本業務を履行するにあたり、別記1の「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務にて利用する個人情報については、利用の必要性を充分検討し、利用の範囲を必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
- (3) 本業務にて利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- (4) 本業務にて利用する個人情報については、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正が出来るものとする。
- (5) 個人情報については収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- (6) 上記に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号）、奈良スーパーアプリサービス利用規約及び奈良スーパーアプリ個人情報の取扱方針を踏まえ、個人情報を適切に取り扱うものとする。

3. 責任体制の整備

- (1) 指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。
- (2) 指定管理者は、個人情報の保護に関する誓約書(別紙1)を提出しなければならない。
- (3) 指定管理者は、全ての作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の保護に関する誓約書(別紙2)を提出させるとともに、その誓約書の写しを奈良県に提出しなければならない。

4. データファイル等の帰属権

- (1) 業務に関する情報が記録された記録媒体の内容をなす一切の情報は、業務を処理するため奈良県が提供した奈良県の情報であって、指定管理者はその内容を犯す一切の行為をしてはならない。
- (2) 業務に関する全ての情報の記録等、業務遂行の結果生じた全ての情報は奈良県の所有とする。
- (3) 指定管理者は、この契約の履行による成果物及び記録媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

5. その他

- ・その他、アプリ利用に関する運営事項については、奈良県と協議すること。

別記1 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 指定管理者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 指定管理者は、奈良県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は奈良県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 指定管理者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 指定管理者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 指定管理者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 指定管理者は、この契約による事務を処理するために奈良県から引き渡された個人情報が記録された資料等を奈良県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 指定管理者は、奈良県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 指定管理者は、この契約による事務を処理するために、奈良県から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、奈良県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、奈良県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 奈良県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、指定管理

者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、指定管理者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 指定管理者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、奈良県に報告し、奈良県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、奈良県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、奈良県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 奈良県は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記2 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、指定管理者と同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに奈良県側担当者に連絡するとともに、奈良県と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、指定管理先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用され

る場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 奈良県または指定管理者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

個人情報の保護に関する誓約書

奈良県知事 殿

〇〇〇〇〇業務に際し、下記の事項を誓約します。

記

- 1 法令及び奈良県の条例、規則、規程等並びに「奈良スーパーアプリの利用にあたって」(以下、「法令等」という。)を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、奈良県の事前承諾が得られた範囲を超えて、個人情報を複製又は複写しません。指定管理期間終了後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 本件業務に従事する全ての者に対し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに個人情報の適正管理のための必要な措置を徹底させます。
- 4 万一、当社が本件業務に従事させる者若しくは従事させていた者が、法令等に違反し、奈良県、奈良県民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、個人情報の保護に関する法律第176条以下(裏面のとおり)に規定する刑事責任を負います。

以上

令和 年 月 日
住 所
法人名
代表者名

印

(裏面)

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十三条 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条及び第七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第八十二条 同条の罰金刑

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(別紙2)

個人情報の保護に関する誓約書

(事業者名)

〇〇〇〇〇業務に従事するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 法令及び奈良県の条例、規則、規程等並びに「奈良スーパーアプリの利用にあたって」(以下、「法令等」という。)を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、奈良県の事前承諾が得られた範囲を超えて、個人情報を複製又は複写しません。本件業務従事後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに個人情報の適正管理のために必要な措置を徹底して行います。
- 4 万一、法令等に違反し、奈良県、奈良県民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、個人情報の保護に関する法律第176条以下(裏面のとおり)に規定する刑事責任を負います。

以上

令和 年 月 日

氏名

印

本誓約書の写しを奈良県に提供することについて同意します。

氏名

印

(裏面)

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十三条 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条及び第七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第八十二条 同条の罰金刑

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。